三重県リバウンド阻止重点期間

5月 9 日から適用されているまん延防止等重点措置は6月20日(日)に終了いたします。 4月 19日の緊急警戒宣言発出から、約2か月の長期にわたり、県民の皆様、事業者の皆様 にご協力をいただき、感染者数は着実に減少しています。これは、皆様のご尽力の結果であ り、感謝を申し上げます。

しかし、感染状況は改善し、まん延防止等重点措置は終了されるものの、これまでよりさらに感染力が強いとされるデルタ株などの変異株の脅威が迫り、愛知県や大阪府の緊急事態宣言は解除されますが、全国各地でまん延防止等重点措置が適用されるなど、今はまだ警戒を緩める時ではありません。

また、第3波、第4波において年末や年度末における人の移動を抑えきれず、感染拡大につながったことを教訓に、今回こそ確実に感染を抑え込むため

令和3年6月21日(月)から令和3年6月30日(水)まで 「三重県リバウンド阻止重点期間」

としてリバウンド阻止に取り組みます。

1. 飲食店に対する営業時間短縮要請(四日市市内のみ)

四日市市内の飲食店において営業時間を 21 時までとしていただくよう要請します。

【特措法 第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

「三重県まん延防止等重点措置」による飲食店等への営業時間短縮要請は、感染状況の改善に大きな効果があったと考えていますが、 対策の緩みからリバウンドを招かないよう、県内全域に要請していた飲食店の営業時間短縮については段階的に見直しを行います。

このため、6 月 14 日(月)以降もまん延防止等重点措置における重点措置区域に位置付けていた四日市市においては、確実に感染を抑え込んでいくため、酒類の提供自粛は解除するものの、営業時間短縮を 21 時までに変更したうえで要請を継続します。その他の市町については、既に酒類の提供自粛は要請していないため営業時間短縮要請そのものを解除することとします。

そのうえで、まん延防止等重点措置に移行し県全域で営業時間短縮を継続する愛知県と、 一部で営業時間短縮を継続する岐阜県と、東海三県での面的な対応として同様の措置を とり、しっかりと感染を抑制することにつなげたいと考えています。

2. 三重県リバウンドアラート

これまで本県においては、感染状況に関して、主な指標について県独自で目安を設定し、政府の示す感染段階のステージの指標と併せ、感染状況のモニタリングを行ってまいりました。重点期間の短い期間の中で、感染再拡大の兆候を確実にとらえるため、モニタリング指標とは別に臨時的に「三重県リバウンドアラート」を設定します。「三重県リバウンドアラート」の指標に達した際には、即座に強い措置の実施に向け、対象地域等について検討します。

指標 新規感染者数が2日続けて17人以上となる または 飲食店、カラオケの利用に伴うクラスターが2件以上発生する

実施する措置 飲食店や 1,000 ㎡を超える集客施設に対する営業時間の短縮 カラオケ設備の利用自粛

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

第4波も含め、これまでの感染拡大の際には、2日続けて17人以上の新規感染者が発生した後に、急激に感染者数が増加する事例が複数回あったため、その経験を生かしこの水準を指標として設定します。併せて、営業時間の短縮やカラオケ設備の利用自粛の解除に伴う影響をいち早く察知するため、飲食店、カラオケ店におけるクラスターが複数発生することを指標とします。

指標の数値に達した場合は、感染リスクの高い場面を未然に防止する措置を実施します。 実施する措置として、夜間における飲食は酒類を伴うことが多く、大人数や長時間となりやす く感染リスクが高いことから飲食店への営業時間の短縮要請、また、人が多く集まり、飲食に つながることを防止する観点から大規模な集客施設に対する営業時間の短縮要請を行いま す。併せて、飲食を伴う場合が多く飛沫感染のリスクが高いため、カラオケ設備の利用につい ても自粛を要請します。

3. 県民の皆様へ【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- ○生活の維持に必要な場合を除き、県境を越える移動は避けてください。
- ○県内の移動は、必要性、安全性を慎重に検討し、混雑する場所や時間は避けてくだ さい。
- ○家族以外との会食は、少人数、短時間としてください。
- ○熱中症に注意し、マスク着用、換気の徹底など改めて基本的な感染防止対策をお 願いします。

4. 県外の皆様へ

○生活の維持に必要な場合を除き、三重県への移動は避けていただくようご協力をお願いします。

5. 事業者の皆様へ

- ○ローテーション勤務や時差出勤、自転車通勤、オンライン会議ツールの活用等、接触機会の低減の取組に加え、在宅勤務(テレワーク)の推進により、地域や業務の特性もふまえ出勤者の5割削減に取り組んでください。
- ○飲食店において、「マスク着用の呼びかけ」「アクリル板の設置や座席間隔の確保」 「換気の徹底」といった感染防止対策を徹底してください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- ○感染対策に取り組む飲食店等を認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度 『あんしん みえリア』」の積極的な活用をお願いします。
- ○休憩、食事、送迎バスなど勤務時間外も含め、従業員への感染防止対策の周知徹底をお願いします。 【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】
- ○業種ごとに作成されている感染拡大予防ガイドラインの遵守をお願いします。 【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

6. イベント開催について

県内で開催されるイベントについては、別紙に記載の感染防止策を徹底し、参加人数 は以下の(ア)(イ)のうち少ないほうを基準とするよう要請します。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

| (ア)人数上限 | (| イ)収容率 |
|----------|---|---|
| 5, 000 人 | 大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベントクラシック音楽コンサート、演劇、展示会等飲食を伴うが発声のないもの100%以内収容定員がない場合は最低限人と人が接触しない程度の間隔を空ける | 大声での歓声・声援等が想定されるイベント ロック、ポップコンサート、スポーツイベント等 50%以内 収容定員がない場合は十分な間隔(1 m以上)を空けるグループで参加している場合は、少なくともグループごと(5名以内)で前後左右の1 席は空ける |

※6月21日(月)までにチケット販売を開始していた催物については、人数上限として次の目安 「収容人数が 10,000 人を超える場合は収容人数の 50%、収容人数が 10,000 人以下の 場合は 5,000 人」を上限とし、キャンセルは不要とします。ただし、6月21日以降は上記目安を 超えるチケットの新規販売の停止をお願いします。

7. 偏見や差別の根絶

- ○偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わない。
- ○職場や周囲の方にワクチン接種の強制、接種していない人への誹謗中傷、偏見や 差別につながる行為は絶対に行わない。

3月末から徐々に感染者が増加を始めて以降、県民の皆様、事業者の皆様には長期にわたり、厳しいお願いを続けてまいりました。本来ならば新しい人との出会い、新たなチャレンジを始める季節である春に我慢や苦労を強いることとなり、大変心苦しく感じています。

皆様のご協力により、確実に感染者は減少し、まん延防止等重点措置は終了することができました。

しかし、まん延防止等重点措置の終了をもって、全ての対策を終了してよいというわけではありません。これから梅雨が明けると、多くの人が活発に活動する夏を迎え、子どもたちも様々な経験を積むことのできる夏休みを迎えます。こうした大切な時間を我慢の中で過ごすことのないよう、今しっかりと確実に感染を抑え込み、再拡大につなげないために、まん延防止等重点措置終了後もリバウンド阻止重点期間を設けることといたしました。

感染再拡大を防ぎ、楽しい夏を迎えられるよう、期間中にそれぞれの感染防止対策を見直 していただき、今一度、基本的な対策を徹底いただくようお願いいたします。

引き続きの要請となりますが、県としてもワクチン接種の促進をはじめ対策を進めてまいりますので、あと一息、一緒に取り組んでいただくようお願いいたします。

令和3年6月18日 三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

別紙 感染防止のチェックリスト (イベント開催時の必要な感染防止策)

| 1 | 徹底した感染防止等 | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | マスク着用の担保 | ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、常時着用を求める |
| | (常時着用) | *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売 |
| 2 | 大声を出さないこと | ・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる |
| | の担保 | *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) |
| | | *演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 |
| | | (最低2m) |
| 2 | 基本的な感染防止等 | |
| 3 | ①~②の奨励 | ・①~②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで |
| | | 定める) |
| | | *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を |
| | | 行う |
| | | *大声を出す参加者がいた場合等、個別に注意等を行う |
| | | *スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する 等 |
| 4 | 手洗 | ・こまめな手洗の奨励 |
| ⑤ | 消毒 | ・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性 |
| | | のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒 |
| 6 | 換気 | ・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気 |
| 7 | 密集の回避 | ・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 |
| | | *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、 |
| | | 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに |
| | | 応じ、収容人数を制限 |
| 8 | 身体的距離の確保 | ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保 |
| | | (グループとグループの間は1席(立席の場合は1m以上)空ける) |
| | | ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m以上確保 |
| | | ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保 |
| | | (最低限、人と人とが触れ合わない程度の間隔) |
| 9 | 飲食の制限 | ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 |
| | | ・収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただ |
| | | し、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が |
| | | 想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合 |
| | | に限り飲食可 |
| | | ・休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底 |
| | | ・過度な飲酒の自粛 |

別紙 (続き)

| | | 時差・分散措置を講じた入退場等) ③飲食制限 |
|------|--------------------|---|
| | | |
| | | ②密集の回避(混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、 |
| | | 保等) |
| | | ①身体的距離の確保 (区画あたりの人数制限、適切な対人距離の確 |
| | | ただし、以下の条件がすべて担保される場合に限る |
| | | *来場者の区画を限定、管理した花火大会等は可 |
| | 行動管理 | は開催を慎重に検討 |
| 15 | 入退場やエリア内の | ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないもの |
| 3 | イベント開催の共通の | D前提 |
| | 旨の公表 | 旨、ホームページ等で公表 |
| 14) | ガイドライン遵守の | ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う |
| | | 促進 |
| | 管理 | *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を |
| 13 | イベント前後の行動 | ・イベント前後の感染防止の注意喚起 |
| | | ・合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処 |
| | | 横置を講じる(接触が防止できないイベントは開催を見合わせる) |
| | 次日2711到6年 | ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な |
| (12) | 演者の行動管理 | 置の導入 ・有症状者は出演・練習を控える |
| | | *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措 *********************************** |
| | | ・「安心みえるLINE」や接触確認アプリ(COCOA)の利用奨励 |
| 11) | 参加者の把握 | ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 |
| | AL 4 - 1-1- | に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要 |
| | | *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前 |
| 10 | 参加者の制限 | ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 |
| 1 | | |